

# 2002年 卒業研究要旨

## 地域福祉推進に果たす自治体の役割

尾崎 真也

この卒業論文では、制度運営に関して市町村にさまざまな工夫をする余地が与えられたために、地方自治の試金石といわれている介護保険制度について扱う。各市町村がどのような工夫をして制度の運営をしているのかという点に着眼し、これからの市町村が住民に対して果たしていくべき役割について論じるものである。

第1章では介護保険制度以前の高齢者福祉施策について論じた。わが国では他の先進国には見られないほどの速度で高齢化が進展している。加えて戦後から最近まで、家族の介護については家族内で行うことが普通、さらには「美風」であるとされてきたため、わが国の高齢者福祉はヨーロッパの福祉先進国などと比べるとはるかに低い水準であった。しかし、家族形態の変化、主に介護を担ってきた女性の就業率の上昇などを受けて、家族のみでの介護が限界となり、介護の社会化が求められ、結果として住民に最も身近な市町村を運営主体とした介護保険制度が導入されることとなった。

第2章、第1節では、介護保険制度の創設までの議論について論じた。介護保険制度についての議論は、初期の段階から介護の現場で実践的な研究をおこなっている者が議論に加わるなど、比較的現場の意見を取り入れた制度となった。創設の際、基本理念とされたのは、介護の社会化、利用者選択によるサービスの総合化、自治体による制度運営、社会保険方式の導入の4点であった。

第2節では制度の概要について論じた。介護保険制度を利用するにはまず、要介護認定を受け、その介護度に応じたケアプランを作成、サービス事業者との契約によって、サービスを受けることになる。現在、その要介護認定において、痴呆性高齢者が実際に必要とする介護を十分に受けられるだけの認定がなされないという問題が指摘されている。またケアプランの作成について、ケアマネージャーに任せきりになっているという現状があり、よりよい事業者を高齢者自身が選択できるシステムの確立が求められている。介護保険制度を支える財源構成については、高齢者の1割負担をのぞく残りの9割の部分について、50%が公費負担、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と40~65歳の第2号被保険者が負担することとなった。

第3章では、介護保険の問題点と市町村の役割について論じた。開始されて3年足らずの介護保険制度は、たびたび新聞、書籍などで問題点が指摘されている。そのなかの代表的なものを取り上げた。国が定める制度本体の部分に関する問題については、国にその改善が求められるが、介護保険の特徴である「市町村に任された部分」の問題や、市町村の裁量によって解決が可能ではないかと思われる点について検討した。

第4章は調査編で、多くの人口を抱える都市として愛知県名古屋市と静岡県浜松市、都市と過疎地域の中間的な規模の市として愛知県岡崎市、先進的な取り組みが見られる愛知県高浜市、制度施行当初から独自の低所得者対策をおこなっている静岡県引佐郡三ヶ日町、高齢化や過疎化が問題となっている愛知県北設楽郡豊根村にヒアリング調査を実施し、各市町村がどのような制度運営をしているか、また介護保険を補完する高齢者福祉施策、制度を円滑に進めるための工夫などについてヒアリングをおこない、成果をまとめるとともに「各市町村が自分たちの地域に合わせた制度運営をどれだけおこなえているか」という分析をおこなった。